

令和7年度ふるさと兵庫“すごいすと”地域活性化事業 実施仕様書

1 委託事業名

令和7年度ふるさと兵庫“すごいすと”地域活性化事業

2 事業目的

まちづくりや子育て支援、観光振興など、様々な地域づくり活動を通して兵庫を元気にしている人物・団体等の優れた活動事例をインターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」で紹介し、多彩な兵庫の魅力の発信することで、ふるさとへの誇りや愛着の醸成につなげる。

また、地域づくりのトップランナーである“すごいすと”のもとで、若者が地域活動を体験し、地域活動への関心を高めることで、兵庫のネクストリーダーで“すごいすと”となり得る地域人材の発掘・育成を図る。

3 委託期間

契約締結日（令和7年4月1日）から令和8年3月31日

4 委託料

14,000千円を上限とする。（消費税含む）

5 事業内容

(1) ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業

平成25年度に開始した「ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業」について、これまでの取組内容を踏まえ、以下の要件を満たす企画を提案し、実施すること。

①インターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」の更新及びコンテンツ追加

メインコンテンツ「すごいすと」及びサブコンテンツ「Co+Co（ここ）すごい」等で構成されるインターネット情報誌の更新及び制作を行う。

ア 取材・写真撮影・記事等の作成

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の思いの実現めざして活躍し、地域を元気にしている身近なすごい人や、地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる団体取材し、豊富な写真等とともに、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめる。

イ ウェブページの制作

(ア) 内容

- ・“すごいすと”紹介（10～15人程度）

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の思いの実現をめざして活躍し、地域を元気にしている身近なすごい人（特に20歳代～35歳の若者を必ず候補に含めること）を発掘・取材し、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめ、

豊富な写真とともに紹介する（人選においては、候補者一覧を提出し、県民躍動課と協議の上、決定する）。

なお、掲載人数の3割程度は、かつて“すごいすと”として掲載した人物について、改めて取材し、記事を作成すること。

- ・“Co+Co（ここ）すごい”紹介（5団体程度）

住民自ら多様な主体と協働して、地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる団体（特に20歳代～35歳の若者が活動の中心を担っている団体を必ず候補に含めること）を取材し、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめ、豊富な写真とともに紹介する（団体の選定においては、候補団体一覧を提出し、県民躍動課と協議の上、決定する）。

なお、5団体程度のうち2団体程度は、かつて“Co+Co（ここ）すごい”として掲載した団体について、改めて取材し、記事を作成すること。

- ・県支援施策情報、地域情報

各“すごいすと”の紹介ページから、それぞれの活動に関連する県の支援施策情報や地域の魅力を発信する情報にリンクする。

ウ コンテンツ構成

(ア) “すごいすと” ごとに作成するコンテンツ

- ・トップページ：写真1枚
- ・取材記ページ：写真10枚程度＋紹介記事（2,500字程度）
- ・ギャラリーページ：“すごいすと”の活動地域のスポットや共に活動する仲間との写真7枚
- ・取材記の印刷用PDF

(イ) “Co+Co（ここ）すごい” ごとに作成するコンテンツ

- ・トップページ：写真1枚
- ・取材ページ：写真10枚程度＋紹介記事（2,500字程度）
- ・ギャラリーページ：“Co+Co（ここ）すごい”の活動地域のスポットや共に活動する仲間との写真7枚
- ・取材記の印刷用PDF

エ その他共通のコンテンツ

- (ア) “すごいすと” 一覧
- (イ) “Co+Co（ここ）すごい” 一覧
- (ウ) TOPICS
- (エ) すごいすととの交流のきっかけに
- (オ) “すごいすと” 検索機能
- (カ) “すごいすと” SNSへのリンク

- (キ) “すごいすと” Podcast へのリンク
- (ク) お知らせ
- (ケ) お問い合わせ
- (コ) プライバシーポリシー
- (サ) ひょうごチャンネルへのリンク
- (シ) 地域づくり関係資料集〔県民交流広場(県 HP)、ひょうごの社会貢献企業〕等へのリンク

オ 留意点

- (ア) 取材記事は“すごいすと”、“Co+Co(ここ)すごい”の魅力、伝えたいメッセージをわかりやすく伝えられる内容とすること。
- (イ) 写真・イラスト等を多用した見やすいデザインとすること。
- (ウ) 動画を活用するなど、発信方法を工夫すること。
- (エ) 読者が閲覧しやすいページ導線とすること。
- (オ) コメント欄やSNS等を活用し、読者との交流が図れるようにすること。
- (カ) パソコンからだけでなく、スマートフォンやタブレットからも快適にアクセス・閲覧できるサイトとすること。

カ ウェブページの公開

制作した掲載内容について、県の検査に合格した後、ウェブページを公開する。県から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査に合格の後、公開する。

キ 掲載人数

- (ア) “すごいすと” 年10～15人程度
- (イ) “Co+Co(ここ)すごい” 年5団体程度

〈各コンテンツの掲載計画：すごいすと15人、Co+Coすごい5団体の場合〉

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
メインコンテンツ	すごいすと	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	15
サブコンテンツ	Co+Co すごい		1		1		1		1		1		5

ク 発行期間

- (ア) “すごいすと”
原則毎月25日発行（令和7年5月～令和8年3月）
※同月に2人掲載する場合は掲載時期をずらす等の対応は可。県と調整の上、決定。
- (イ) “Co+Co(ここ)すごい”
原則15日発行
（令和7年6月～令和8年2月）

②「ふるさと兵庫 “すごいすと”」ウェブサイトの整備等

ウェブサイト及び“すごいすと”フェイスブックアカウント、Xアカウント(@sugoiist1)、

Instagramアカウント(sugoist_mag)、“すごいすと”Podcastアカウント(Spotify、Apple、Amazon)の管理運営等

ア ウェブサイトの管理運営及び保守業務を実施すること。

イ 利用者が目的とする情報については、Yahoo!やGoogleなどの一般的な検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう配慮すること。

ウ W3Cの基準に沿って、Webユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮されたページを作成すること。

エ ユーザー解析のためにアクセスログを取得すること。

オ 前月のアクセスユーザー数を集計し、毎月上旬、県に報告を行うこと。

カ アクセスの急激な上昇にも耐えられるサーバ構成とすること。

キ 情報セキュリティの確保をすること。詳細は下記ア～キのとおり。

(ア) 本ウェブサイトは、情報の改ざんや盗聴等システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピュータウィルス等のセキュリティ対策が講じられた万全を期したものにし、本ウェブサイト起因してサーバの不具合等が生じた場合は必要な対策を講じること。

(イ) 情報の改ざん、盗聴等システムへの不正アクセスが疑われる場合は、県民躍動課及びシステム主管課の指示に従い、サブディレクトリ下のデータ保全、アクセスログの分析等による原因究明を行うとともに、本ウェブサイトを整備する範囲内で必要な対策を講じること。

(ウ) コンテンツを更新する際には、特定のIPアドレスのみ更新できるシステムとすること。

(エ) 本ウェブサイトのサーバで使用するOS、ミドルウェアやアプリケーション等において深刻な脆弱性が判明した場合は、速やかにセキュリティパッチ適用等の対策を講じられるよう、サーバ管理者及び県民躍動課と調整すること。その際、本ウェブサイトのために専ら導入したコンテンツやソフト等に修正・変更等が伴う場合は、受託者の負担で実施すること。

また、サポートが終了したソフトは使用せず、サポートが終了するソフトは受託者の負担でソフトのバージョンアップを行うこと。

(オ) 個人情報を取り扱う場合は、収集データはWebサーバとは別のサーバに格納し暗号化を行うなど、万全の対策を施すこと。

(カ) 本ウェブサイトのコンテンツを制作・アップロードするパソコンは、OSやブラウザ等のセキュリティパッチの適用状況、ウィルス対策ソフトの定義パターンを常に最新状態にするなど、万全の対策を施すこと。

(キ) その他、受託者は「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を遵守すること。また、受託者が指針に違反し県に損害を与えたときは損害の賠償を請求することができる。なお、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」は契約締結時に提供する。

③双方向の情報交換支援

紹介者・団体と閲覧者との双方向での情報交換を支援すること。具体的な業務は下記のとおり。

ア 閲覧者から届く応援メッセージ等を県が別途示すフォーマットによりすごいすと本人及び団体に対して送付し、送付したことを適宜県に報告すること。報告の頻度は半年に1回程度を想定している。

- イ 県が保有する令和6年度以前のすごいすと本人及び団体の連絡先は受託者に共有するため、前年度以前の紹介者・団体に対しても上記①と同様の対応を行うこと。
- ウ すごいすと本人及び団体に送付するべきか判断に迷うコメント（消極的なコメント、問い合わせのようなコメント等）については、適宜県に対応方法を協議すること。

④既存のすごいすとを活用し、新たなネットワークづくり等に資する戦略的な提案

令和6年度以前に掲載した個人・団体を活かし、“すごいすと”をより多くの人に知らしめ、地域活性化・地域創生に向けた新たなネットワークづくり等に資するような戦略的な提案を行うこと。実施にあたっては、県民躍動課と調整の上、実施すること。

【参考：令和6年度の取組】※詳細はすごいすとウェブサイトを参照。

ア すごいすと交流会の実施（2回）

- ・すごいすとと地域住民との交流の場を設け、地域活動に取り組む方の裾野を広げるとともに、新たな関係性の構築へ繋げるための交流会を実施（9月）。また、すごいすと同士の交流の場を設け、さらなる地域活性化に向け、新たなネットワークを創出するとともに、すごいすと自身の活動の発展に繋げるための交流会を実施（2月）。

イ すごいすとタブロイド紙の発刊（1回）

- ・地域で活躍する多彩な兵庫の“人”の魅力を広く県民に知ってもらうことで、地域づくりの裾野を拡大するとともに、参画と協働の輪を広げ、躍動する兵庫の実現につなげるため、タブロイド版“すごいすと”情報誌を作成。

ウ すごいすとと読者との交流を目的としたウェブページを作成

- ・すごいすとからのメッセージとともに、過去のインタビュー記事や、SNSアカウントを掲載し、すごいすとと読者との交流を促進。

⑤メディアミックスによる周知の強化

ウェブサイトの閲覧ユーザー数（アクティブユーザー数）の増加を図るため、SNSの積極活用等のメディアミックスによる周知の強化について提案の上、実施すること。

また、ウェブサイトの閲覧ユーザー数（アクティブユーザー数）、及び②で記載した既存のInstagram等のSNSのフォロワー数の増加を目指し、目標数を提示した上で具体的な提案を行い、実施すること（参考：アクティブユーザー数5,164人（令和6年4月～令和7年1月の月平均数））。

【参考：令和6年度の取組】

※詳細はすごいすとウェブサイト、②で記載した既存のSNS等を参照。

ア タブロイド紙の発刊（1回）

- ・令和5年度以前に紹介した個人や団体の記事を掲載し、タブロイド版“すごいすと”情報誌を発刊。

イ ティザー動画の配信（12本（予定））

- ・取材記事の発行に併せて、インタビューや活動の様子を撮影した短いティザー動画を制作。②で記載した既存の各種SNSやひょうごチャンネルで配信。

ウ Podcastの配信（9本（予定））

- ・取材記事の発行に併せて、インタビューの様子を音声で伝える Podcast を制作。②で記載した既存の各種 Podcast アカウントや各種 SNS、ウェブサイトで配信。

エ その他

- ・委託契約とは別に FM 局の協力を得て、すごいすとが毎月ラジオ番組に出演。

⑥定例会議の実施及びウェブサイトの改修

ア 定例会議

月 1 回程度、庁内会議室で開催する、県民躍動課と県広報専門人材を交えた定例会議に出席すること。出席にあたっては、適宜必要な資料等を作成し、事前に提出すること（庁内の日程調整は県民躍動課が行う）

イ ウェブサイトの改修

定例会議や事業を実施するにあたって、本ウェブサイトの改修作業が必要となった場合、適宜改修作業を実施すること（令和 6 年度実績：2 回程度）

⑦マニュアルの更新・作成

ア マニュアルの更新

現行の「ふるさと兵庫“すごいすと”」ウェブサイトの操作マニュアル及びシステムマニュアルの記載内容から変更がある場合は、情報の更新を行い、県に提出すること。なお、現行マニュアルは、契約締結後に提供する。

イ マニュアルの作成

ウェブサイトのリニューアルを行う等、現行マニュアルから内容が大幅に変更となる場合は、新たにマニュアルを作成し、紙（各 1 部）及び電子媒体（CD-ROM）で提出すること。なお電子データは、Microsoft Office 2016 以上で操作、閲覧等が可能な形式とすること。

（2）地域のネクストリーダー発掘プロジェクト

地域づくりのトップランナーである“すごいすと”のもとで、兵庫県在住や本県出身または本県に関心がある大学生・専門学校生などの若者（以下、若者）を対象にした、地域活動インターンシップを実施する。若者の地域活動への関心を高め、兵庫のネクストリーダー“すごいすと”となり得る地域人材の発掘・育成につながる企画を提案し、実施すること。

なお、受託者は若者等の活動を支援するコーディネーターを 1 名以上配置し、以下の業務を行うものとする。

①地域活動インターンシップの実施

ア 実施内容

（ア）事前選定した“すごいすと”が所属する NPO・団体のもとで、概ね 1～3 ヶ月程度の地域活動インターンシップを実施する。参加者が組織の一員として活動に参加し、一からプロジェクトの企画・運営に携わることで、地域課題に取り組む現場を体感し、地域活動への関心を高め、活動終了後も継続的に地域活動に参画する意欲を育む。なお、本事業での地域活動とは、NPO 法人などの団体が実施する福祉、

環境、まちづくり、子育て支援、国際協力等さまざまな分野の社会貢献活動を指す。

【活動の具体例】

- ・ 里山保全活動体験、里山を活用したイベントの企画立案
- ・ 音楽イベントの広報活動、SNS での企画・動画作成・ミュージシャンの取材
- ・ 地域交流拠点のまちカフェの運営、地域住民に向けた講座の企画立案

(イ) 活動中は、(1) ②で記載の既存の SNS 等を活用し、特に若い世代に向けて活動の様子を発信し、地域活動に興味を持ってもらう機会を提供し、次年度以降の参加者数の拡大に繋げること。

イ 実施期間

令和7年6月～令和8年2月までの期間の概ね1～3ヵ月程度とする。

なお、総活動時間は6時間/日×24日(144時間程度)を想定。

※受入れ団体及び参加者の双方の希望等を聴取し、県と調整の上、決定。

ウ 実施場所

原則、兵庫県内

エ 地域活動インターンシップの執行管理

(ア) 実施期間中は、コーディネーターが現場を訪問して状況を確認するとともに、必要に応じて助言を行い、参加者・受入れ団体双方をサポートすること。また、参加者に対し活動の様子をまとめた日報の作成を求め、県に提出すること。

(イ) 活動終了後は、参加者及び受入れ団体の双方にアンケートを実施及び集計し、振り返り等のフォローアップを行い、双方の円滑なコミュニケーションと信頼関係の構築に努めること。なお、アンケート項目については、県と事前協議の上、決定すること。また、活動終了日から10営業日以内にアンケートの写しを県に提出すること。

(ウ) 参加者に対して、活動終了後も継続的に地域活動に参画するような仕組みを提案し、実施すること。

②受入れ団体と若者のマッチング

(2) ①の実施にあたり、以下ア～エを実施すること。

ア 受入れ団体の事前選定

これまで「ふるさと兵庫“すごいすと”」で紹介した“すごいすと”、“Co+Co(ここ)すごい”等の中から、若者の受入れが可能な団体を10団体以上、事前に選定すること。また、受入れ団体の選定方法を具体的に提案すること。

なお、県が保有する令和6年度以前の“すごいすと”、“Co+Co(ここ)すごい”等の連絡先を受託者に共有する。

イ 若者に対する情報発信・参加者募集

説明会の開催やウェブサイト、SNSの活用等により、若者に向けて広く情報を発信し、積極的な周知方法を提案し、20名程度の参加者数の確保に努めること。

ウ 参加者の受付

(ア) 参加者から申込書を徴し、参加者の承諾を得た上で受入れ団体と共有するとともに、受託者及び受入れ団体は申込書等により知り得た参加者の個人情報を実務

に関する目的以外に使用しないことを確認すること。また、参加者は活動体験時に知り得た秘密を受入れ団体の承諾のない限り、事業実施中及び終了後も他に漏洩してはならないことを確認すること。

(イ) 実施にあたっては、受託者が活動体験に係る保険（傷害保険等）について参加者のために加入するとともに、誓約書等受入れ団体が求める書類を参加者に提出させること（保険料は委託料に含む）。

(ウ) 参加者一覧表（居住地、年齢、その他県が必要と認める事項）を作成し、県に報告すること。

エ 受入れ団体と参加者のマッチング

(ア) 受入れ団体及び参加者の双方の希望等を聴取の上、参加者のマッチングを行うこと。

(イ) 実施期間については、受入れ団体及び参加者の双方の希望等を聴取し、県と調整の上、決定するものとするが、概ね1～3か月程度の受入れ期間を確保すること。

(ウ) 活動体験が円滑かつ効果的に行われるよう、受入れ団体に対して、体験プログラムの提案や参加者への対応等に係る助言等、必要な支援を行うこと。

(エ) その他、メール及び電話での問い合わせ、個別相談等に対応できるような体制とすること。

③総括フォーラム・全体交流会の実施

プロジェクトを振り返り、活動結果を発表する場や自由に交流する場を設け、受入れ団体や地域活動インターンシップ参加者だけでなく、地域づくり活動に取り組む県民同士の繋がりを深め、新たなネットワークを構築するような企画を提案し、60名以上の参加者を募ること。なお、運営方法については、プログラム等を作成し、県と事前に協議すること。

6 経費

(1) 対象となる経費

① ウェブサイトの運営や改修、取材・編集等に要する経費（人件費、機器・機械等のレンタル・リース費、消耗品費、旅費、謝金等）、地域活動インターンシップに要する経費（人件費、広報費、消耗品費、旅費、謝金等）その他事業実施に必要な経費

※機器・機械等については、原則リース又はレンタルでの対応とする。

② 消費税及び地方消費税

上記①の経費にかかる消費税及び地方消費税

(2) 対象外の経費

土地、建物の取得に係る経費、物品、施設や設備を設置又は改修する経費、受託者の本来業務に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

7 著作権等

- (1) 本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- (2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

8 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任は、検収合格日から1年とする。
- (2) 検収合格日より1年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、事業実施団体が更新作業を行うこと。

9 留意事項

- (1) 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事業実施団体との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載している要求事項は必要要件であるが、当該要求事項と同等の機能・役務を満たすような提案で、県にとってさらに有利なもの判断した場合には提案内容を採用することがある。
- (3) 事業実施団体は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (4) 本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 事業実施に際しては、県民躍動課と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。
- (7) 事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (8) 機密の保持
事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (9) 個人情報の保護
事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 再委託
本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一

括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (11) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、事業実施団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (12) 令和8年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和8年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。